

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県手数料条例（平成12年3月24日条例第3号）の一部改正

第1条に係る部分

新		
別表（第2条、第3条、第7条関係）		
2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	12,700円
1の2～113 省略		
備考 省略		
4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額
1～46の3 省略		
47 削除		
48 削除		

旧		
別表（第2条、第3条、第7条関係）		
2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	8,900円
1の2～113 省略		
備考 省略		
4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額
1～46の3 省略		
47 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第35条の規定に基づく卸売業(同法第3条第12項の卸売業をいう。)の登録の申請に対する審査	米穀卸売業登録申請手数料	100,000円
48 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第35条の規定に基づく卸売業(同法第3条第12項の卸売業をいう。)の登録の申請に対する審査	米穀小売業登録申請手数料	(1) 販売所の数が1である場合 9,000円

新			旧		
			<u>る法律第35条の規定に基づく小売業(同法第3条第13項の小売業をいう。49の項において同じ。)の登録の申請に対する審査</u>	請手数料	(2) 販売所の数が2以上である場合 9,000円に1を超える販売所の数に5,000円を乗じて得た額を加算した金額
49 削除			49 <u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録の申請に対する審査</u>	米穀小売業変更登録申請手数料	5,000円に所在地が変更される販売所の数(新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。)を乗じて得た金額
50~61 省略			50~61 省略		
備考 省略			備考 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~5 省略			1~5 省略		
6 <u>建設業法第27条の26第1項の規定に基づく経営規模等評価</u>	経営規模等評価手数料	8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額	6 <u>建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査(経営状況分析を除外する。)</u>	経営事項審査(経営状況分析を除外する。)手数料	8,500円と2,500円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
6の2 <u>建設業法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知</u>	総合評定値通知手数料	400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額			

新			旧		
7 建設業法第27条の35第1項の規定に基づく経営状況分析	経営状況分析手数料	15,900円	7 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査(経営状況分析に限る。)	経営事項審査(経営状況分析に限る。) 手数料	15,900円
8 ~ 69 省略			8 ~ 69 省略		
70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第12号八若しくは第62条の3第4項第12号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円	70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第11号八若しくは第62条の3第4項第11号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円

新			旧		
71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第13号二若しくは第62条の3第4項第13号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円 (2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円	71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円 (2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円
72・73 省略			72・73 省略		
74 租税特別措置法施行令第20条の2第9項又は第38条の4第19項に規定する要件	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円	74 租税特別措置法施行令第20条の2第7項又は第38条の4第17項に規定する要件	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円

新		
に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	料	
75 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第9項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料	32,000円
76 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外転出事情認定申請手数料	24,000円
77～102 省略		
備考 省略		
6 その他の手数料		
事務	名称	金額
1～58 省略		

旧		
に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	料	
75 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第10項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料	32,000円
76 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第12項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外転出事情認定申請手数料	24,000円
77～102 省略		
備考 省略		
6 その他の手数料		
事務	名称	金額
1～58 省略		

新			旧			
58の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円				
58の3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	70,000円				
58の4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	84,000円				
58の5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	77,000円				

新			旧		
58の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業範囲変更許可申請手数料	75,000円			
59～64 省略			59～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

愛媛県手数料条例の一部改正 第2条に係る部分

新			旧		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
6 その他の手数料			6 その他の手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～54 省略			1～54 省略		
55 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の <u>規定に基づく引取業者</u> の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,000円	55 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録申請手数料	4,000円

新			旧		
58の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条_____第_____項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円	58の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条(平成14年法律第87号)第_____項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円
58の3 ~ 64 省略			58の3 ~ 64 省略		
備考 省略			備考 省略		